

## 消費生活相談支援担い手育成業務委託

### 企画コンペ募集要領

#### 1 目 的

この要領は、次の業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、企画コンペ方式（以下「企画コンペ」という。）により業務受託業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

#### 2 委託業務の概要

（１）名 称

消費生活相談支援担い手育成業務委託

（２）委託内容

別紙仕様書のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和８年（２０２６年）２月２７日（金）まで

（４）委託限度額

６，１４０千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記の金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

#### 3 企画コンペ参加資格要件

本企画コンペに参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないものであること。
- （２）熊本県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- （３）消費生活相談又は多重債務相談に関連する事業を実施または受託した実績があること。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- （５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- （６）国又は都道府県から指名停止の処分を受けていないこと。
- （７）消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- （８）暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

## 4 委託事業者の選定

企画提案書とプレゼンテーションにより、審査員による審査を行い、委託事業者を選定する。

## 5 委託契約

- (1) 最も優れた提案を行った者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意の上で契約を行う。なお、契約条件が合意に至らない場合は次点者と契約締結について協議を行う。
- (2) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県会計規則第95条第1項第1号の規定に該当するため、随意契約とする。
- (3) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

## 6 企画コンペへの参加登録

企画コンペに参加を希望する者は、令和7年（2025年）5月14日（水）午後4時までに企画コンペ参加申込書（様式1）を県消費生活課に電子メールにより提出すること。メール送信後、電話にて確認を行うこと。

（ Email : [shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp)、電話番号：096-333-2309 ）

## 7 質問と回答

- (1) 企画コンペに係る質問については、令和7年（2025年）5月20日（火）午後4時までに質問書（様式2）を県消費生活課に電子メールにより提出すること。メール送信後、電話にて確認を行うこと。
- (2) 回答については個別に行うが、審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページにて公表する。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：以下ア及びイにつき、いずれも正本1部、副本5部
  - ア 企画提案書（様式3）
  - イ 事業者の取組に関する申出書（様式4）※必要な書類を添付すること
- (2) 提出期限：令和7年（2025年）5月28日（水）午後4時（必着）  
※郵送又は持参のこと
- (3) 提出場所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班
- (4) 注意事項：提出資料は、A4版とすること。

## 9 選定方法

事業者によるプレゼンテーション及び提出された企画提案等について、以下の審査項目及び配点をもとに採点し、優れた提案を行った事業者を選定する。

### 【審査基準】

|     | 審査項目                | 評価の視点・ポイント                                                                                                                                                                                                              | 配点                                                       |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| (1) | 業務の目的及び内容の理解        | ・目的及び仕様書に沿った内容になっているか。                                                                                                                                                                                                  | 4点                                                       |
| (2) | 内容                  | ・育成講座について効果的な提案がされているか                                                                                                                                                                                                  | 40点                                                      |
|     |                     | ・意欲的な受講者募集につながる工夫がされているか                                                                                                                                                                                                |                                                          |
|     |                     | ・実現可能な提案がなされているか。                                                                                                                                                                                                       |                                                          |
| (3) | 実施体制及び業務実績          | ・事業の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しているか。                                                                                                                                                                                             | 40点                                                      |
|     |                     | ・市町村と受講生の連携が十分に支援できる団体か                                                                                                                                                                                                 |                                                          |
|     |                     | ・豊富な実績があるか。                                                                                                                                                                                                             |                                                          |
|     |                     | ・作業スケジュールは妥当か。                                                                                                                                                                                                          |                                                          |
| (4) | 業務遂行への姿勢            | ・提案内容の独自性や工夫等、事業目的の達成に向けた積極的な姿勢がみられるか。                                                                                                                                                                                  | 10点                                                      |
| (5) | 事業者の取組<br>(公募開始日現在) | ①熊本県ブライト企業の認定を受けている<br>②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある<br>③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある<br>⑤熊本県SDGs登録制度に登録している<br>⑥パートナーシップ構築宣言に登録している | 左記①～⑥の取組のうち、<br>1項目該当 → 1点<br>2項目該当 → 3点<br>3項目以上該当 → 6点 |

※各委員100点満点の合計300点満点で審査し、合計点180点を下回った場合は、提案を採用しない。

※「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公募開始日（令和7年5月1日）とする。

## 10 選定審査会（プレゼンテーション）

(1) 日時：令和7年（2025年）6月6日（金）

(2) 場所：熊本県庁 防災センター310会議室

※詳細は「6 企画コンペへの参加登録」をした者に別途お知らせします。

## 11 結果の通知

本企画コンペの結果は、採用、不採用に関わらず、後日、書面で通知する。

## 1 2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (4) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを実施する。
- (6) 本委託事業によって得られる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて熊本県に帰属するものとする。

## 1 3 スケジュール

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 令和7年（2025年）5月 1日（木） | 公募開始      |
| 令和7年（2025年）5月14日（水） | 参加申込書提出期限 |
| 令和7年（2025年）5月20日（火） | 質問受付期限    |
| 令和7年（2025年）5月28日（水） | 企画提案書提出期限 |
| 令和7年（2025年）6月 6日（金） | 選定審査会     |
| 令和7年（2025年）6月下旬     | 契約締結      |